

社会福祉実習における導入教育の取組みと今後の課題

—現場体験学習「自治体実習」の試みから—

Introductory Teaching of Social Welfare Practice and its Remaining Problems

—Fieldwork in a Local Government—

宮崎 まさ江*¹ 廣瀬 豊*²

Masae Miyazaki Yutaka Hirose

はじめに

わが国のソーシャルワーカーの国家資格として、1987年より社会福祉士が、1997年より精神保健福祉士が法定化され、現在、各教育機関では、そのための養成教育が行われている¹⁾。長野大学（以下、本学）においても、1999年度より精神保健福祉士養成課程が開設され、2000年度よりそれまでの社会福祉士養成課程の、とりわけ演習・実習科目の改定に努めている。

本学において社会福祉士または精神保健福祉士の国家試験受験資格を取得するための課程（以下、両福祉士課程）に学生が進むためには、2002年度の社会福祉学部設立以降、学年積み上げ方式（詳細は後述）をとっており、1年次（編入学生は除く）の段階から3年次以降に実施する両福祉士課程における配属実習を展望したカリキュラムを編成している。

2年次の前学期に両福祉士課程を希望する学生の履修すべき科目として位置づけられている「社会福祉援助技術現場実習指導ⅠA」は、1999年の厚生省（当時）の「社会福祉士養成施設等における授業科目の目標及び内容並びに介護福祉士養成施設等における授業科目の目標及び内容について」の通知の改定を受けて、その内容に沿うように本学でも2000年度より改定に努めてきた経緯が

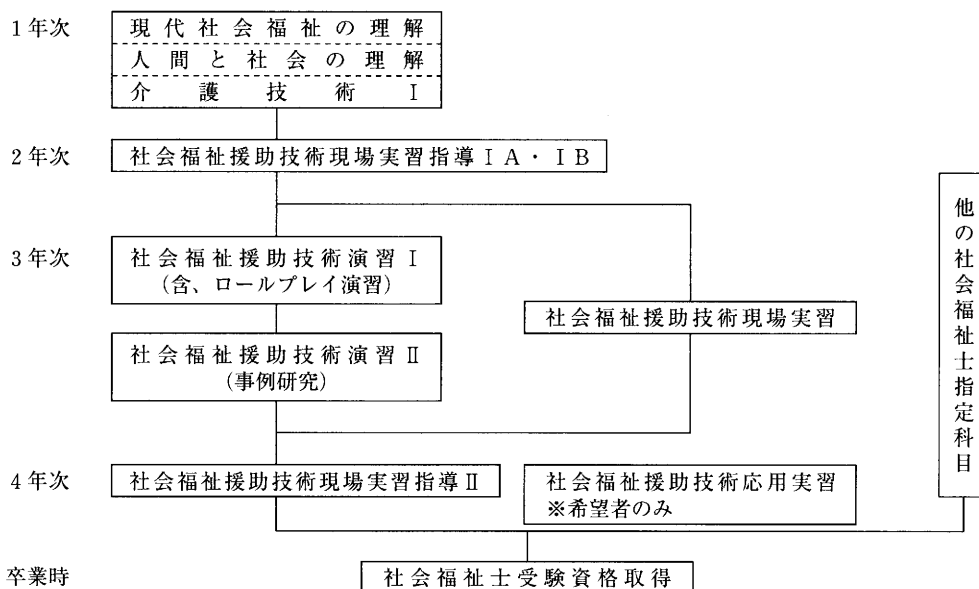
ある。その後も、2002年度の社会福祉学部（前身は産業社会学部社会福祉学科）設立時には、当時社会福祉演習・実習教育に対してその充実を図るためのプロジェクトが2000年頃より学科内に立ち上げられており、数名のソーシャルワークの方法論や援助技術を専門とする専任教員でチームを組み、検討を積み重ねてきた内容²⁾を、演習・実習科目の改定に反映させるべく試行錯誤をしながら取り組み、今日に至っている。

本論では、3年次からの両福祉士課程における配属実習を展望して、2年次の夏季休業期間中に、学生が現場とのふれあいを通じてその雰囲気を知ること为目标とした事前実習の意味合いをもつ現場体験学習において、2001年度より導入した「自治体実習」の過去5年間の取組みをふり返り、①整理、分析し、②現在の到達点を確認し、③今後の実習導入教育のあり方について考察することを目的とする。この現場体験学習は、①自治体実習、②キャンプ実習、③施設等実習、という3つのタイプのなかから学生各々がひとつを選択し、実施することを学習課題としているが、今回、「自治体実習」を取り上げるのは、①2001年度に長野県内の4村に受け入れていただき試行的に開始した本実習が、5年目となる2005年度は16市町村まで広げることが実現し、現在履修学生の67%が各市町村において本実習を体験しているこ

*1 社会福祉学部

*2 松本大学松商短期大学部経営情報学科専任講師

図表1 社会福祉援助技術現場実習の体系



と、また、②筆者ら教員・実習助手が本実習の引率をしていることから直接かつ具体的に実施状況等を把握できること、そして、③本実習は長野県の保健・医療・福祉の連携が有機的に機能している先進自治体の取組み³⁾を学ぶことのできる、本学の特徴的な実習形態、独自の“地域型実習”⁴⁾の試行であり、筆者らはこの試みを通して、今後の両福祉士課程における実習導入教育、ひいては配属実習を伴う実習教育全体のあり方を追究していきたい、と考えるからである。

本学の実習教育は未だ試行錯誤の段階ではあるが、この自治体実習の取組みに関する整理、分析を通して、実習導入教育期における事前教育のあり方について検討し、それが配属実習へと繋がる連続性のなかで、事前、実習中、事後という各段階の教育目標をより明確にし、卒業後の進路へと結びつけられるような専門職養成教育を確立していくためのひとつの布石となり得ればと考えている。

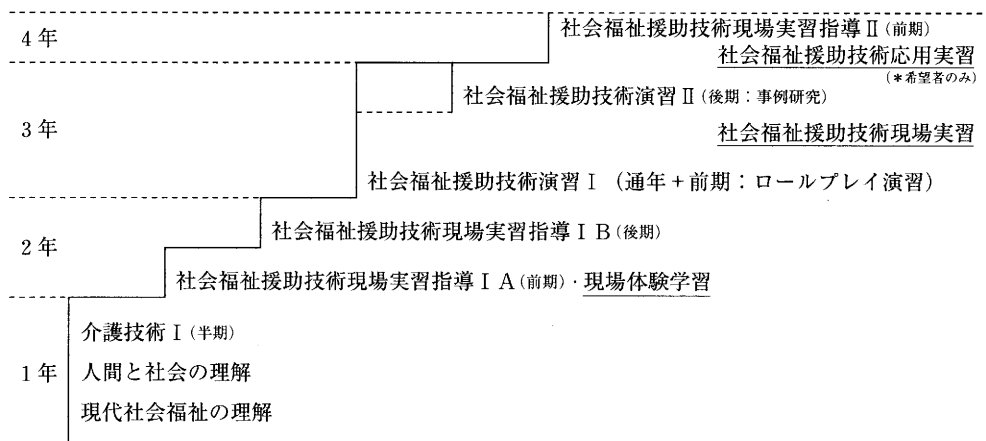
1. 2年次における「社会福祉援助技術現場実習指導 I A」の位置づけと授業概要

「社会福祉援助技術現場実習指導 I A」の前身科目である「社会福祉実習 I A」の2001年度時点の本学の社会福祉実習体系ならびに演習と実習の

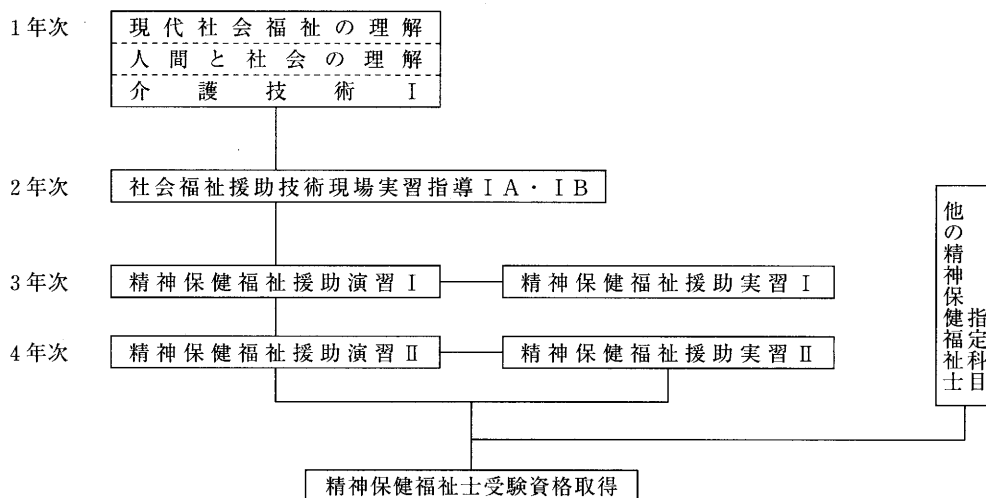
学年別割りあてと新設・改定の科目については、本学前社会福祉演習・実習室長である中島が既に整理をしている⁵⁾ので、本論では、2005年度現在の社会福祉援助技術現場実習の体系ならびに社会福祉士課程における演習と実習の学年・学期割りあてを図表1・2に、精神保健福祉援助実習における体系ならびに精神保健福祉士課程における演習と実習の学年・学期割りあてを図表3・4にそれぞれ示すことにする。本学では、既述の通り両福祉士課程における1年次からの学年積み上げ方式をとっており、2年次までの実習導入教育は共通のものとなっている。3年次に両福祉士課程に進むためには、2年次に「社会福祉援助技術現場実習指導 I A」(前学期)ならびに「社会福祉援助技術現場実習指導 I B」(後学期)の単位を修得し、かつ社会福祉士の場合は図表5、精神保健福祉士の場合は図表6の、それぞれに指定された履修要件を満たすことが必要となる。これらの履修要件を2年次終了時にいずれも満たしていれば3年次からの両福祉士課程同時履修も可能としており、毎年若干の変動はあるが、同時履修に至る学生の割合は1割程度である⁶⁾。ただし、精神保健福祉士課程においては、課程独自の選考⁷⁾を別途行っている。

1年次からの学年積み上げ方式においては、学

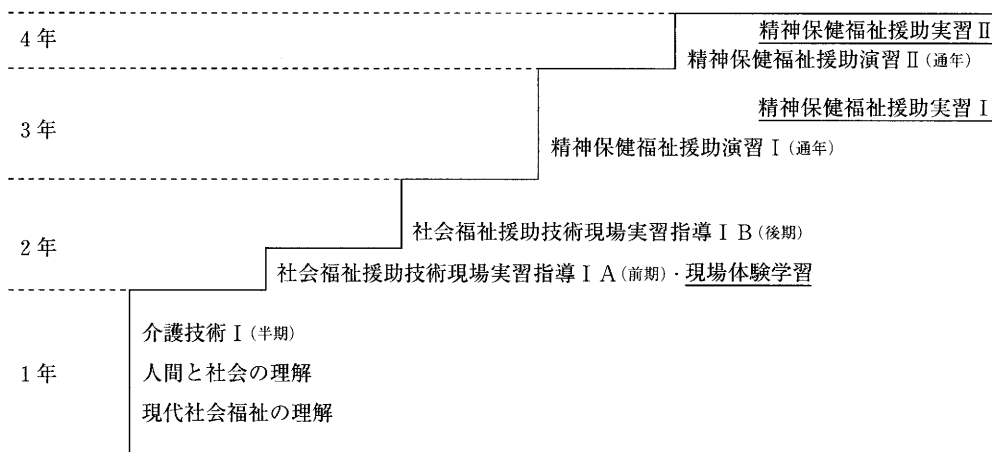
図表2 社会福祉士課程における演習と実習の学年・学期割りあて



図表3 精神保健福祉援助実習の体系



図表4 精神保健福祉士課程における演習と実習の学年・学期割りあて



図表5 「社会福祉援助技術現場実習」と「社会福祉援助技術演習Ⅰ・Ⅱ」の履修要件
2年次終了時に以下の科目の単位を修得済みであること。

現代社会福祉の理解	
人間と社会の理解	
介護技術Ⅰ	
社会福祉援助技術現場実習指導ⅠA	
社会福祉援助技術現場実習指導ⅠB	
社会福祉原論	うち3科目以上
社会福祉援助技術総論	
老人福祉論	
障害者福祉論	
児童福祉論	
公的扶助論	
地域福祉論	

図表6 「精神保健福祉援助実習Ⅰ」と「精神保健福祉援助演習Ⅰ」の履修要件
2年次終了時に以下の科目の単位を修得済みであること。

現代社会福祉の理解	
人間と社会の理解	
介護技術Ⅰ	
社会福祉援助技術現場実習指導ⅠA	
社会福祉援助技術現場実習指導ⅠB	
社会福祉原論	うち3科目以上
精神保健福祉援助技術総論	
精神医学	
精神保健	
精神保健福祉論	
社会保障論	
公的扶助論	
地域福祉論	

年ごとに定められた科目のうち1科目でも単位が未修得であった場合は、当該科目の単位を修得しなければ次の段階へと進むことはできないことになる。ただし、未修得であった科目の単位を修得することによって、年次を遅らせ両福祉士課程に進むことは可能である。なお、1年次の指定科目である3科目のうち、「介護技術Ⅰ」を除く他2科目は本学部の必修科目でもあるが、学生の状況を概観すると、1年次の段階ではほとんどの学生が両福祉士課程を希望しており、必修科目である2科目に加え、「介護技術Ⅰ」においても入学時当初の履修ガイダンスの流れのなかで自然に履修

をしている実態がある⁸⁾。

「社会福祉援助技術現場実習指導ⅠA」の2005年度の授業概要については文末資料1の通りであり、その学習目標は、①配属実習への動機づけを図り受講生各自が意欲を高めていくこと、②対人援助の専門職である社会福祉職の業務や技術の基礎知識をさらに深めること、③後学期の「社会福祉援助技術現場実習指導ⅠB」の実習先を選定するにあたっての課題意識を養うこと、となっている⁹⁾。また、夏季休業期間中に行う現場体験学習で、現場とのふれあいを通じてその雰囲気を知ることが目標としている。この現場体験学習について

ては次章で詳述するが、本章では本科目における教育上の力点について若干の整理を試みる。

中島論文¹⁰⁾のなかでは、2001年度における本科目の授業計画が挙げられているが、2005年度に至る5年間では、毎年本科目の授業内容に関する改定を行い、2001年度当初と比較をすると、年々の学生の状況を鑑み、不十分ながらも前年度の反省を次年度に活かすべく徐々に充実を図ってきた。2005年度の授業計画（文末資料1参照）実施上の力点は、①開講時のオリエンテーションに時間をかけ、本科目の両福祉士課程における位置づけや学習目標に始まり、成績評価やその評価基準、学生に求められる学習姿勢・態度等に至るまで、くり返し説明、指導を行うよう努めたこと、②関連科目のふり返りとして、1年次における本学部の両福祉士課程導入科目の講義内容を復習する機会を設け、学年積み上げ方式による系統立てた学習を進めていくことの意味について意識化できるようにしたこと、③学外の実践現場で活躍をしておられるゲスト講師による講義を2回程実施し、1回目は「施設側がどのような思いで実習生を受け入れるのか、現場が実習生に求めること」をテーマとした講話、2回目は前年度3名より6名（自治体実習1名、キャンプ実習1名、施設等実習4領域より各1名ずつ計4名）のゲスト講師に依頼をし、現場体験学習に向けての事前学習のための講話ならびに指導の機会を設けたこと、④半期15コマの時間のなかで幾度か学生には課題レポートを課し、個々の理解度を知り、指導上の課題等を見出すための材料として活用したこと、などである。

次に、本学独自のテキストならびに記録ノート等教材づくりについても改訂を重ね、現在は『社会福祉援助技術現場実習指導 I Aの手引』と『社会福祉援助技術現場実習指導 I A 現場体験学習記録ノート』を作成するに至っている。手引は学生が毎受講時のみならず現場体験学習期間中も常に傍らに携行し、それまでの学習を復習したり、現場体験学習上の心得等を確認したり、また、諸手続きの進め方など、必要事項を一通り網羅し、学生自身が随時調べることができるように工夫をし、作成している。記録ノートについては、その構成ならびに内容を多少簡略化しているもの次

年度以降の配属実習で使用する実習記録ノートの構成に沿った様式で、実習計画書、現場体験学習先の概要を調べ記入するなどの事前学習、日々の記録、実習の総括および自己評価という一連の流れで作成している。この基本的な考え方は、授業の進行と並行して学生に課す現場体験学習実施上の諸手続きについても同様であり¹¹⁾、決められた期日までに一つひとつクリアをしていくという、手続きの流れと係わる作業を一通り経験することを通して、学生は次年度以降の配属実習における諸手続きの流れを理解することになる。即ち学生は、配属実習を展望した具体的なトレーニングを積み重ねていくことになるのである。

以上、このように少しずつでも前進を可能とした背景には、この間の本科目における教育体制の充実があり、2000年度までは専任教員1名で担当をしていた本科目が、年々の学生数の増加やその質的变化等に伴って、2001年度は専任教員1名と実習助手2名、2002・2003年度は専任教員3名（うち1名は編入学生のクラス担当教員として）と実習助手4名、本学部における学生数がピークを迎えた2004・2005年度はさらに教員1名の増員が実現し、専任教員4名と実習助手4名の体制が確立したことがある。それには、本科目を担当する教員のうち2名がこの5年間継続して担当し続けていることも少なからず積み重ねとなっているように思われる。現在では、本科目を担当する教員と実習助手による週に1度のミーティングを定例化し、チーム・ティーチングの体制を整え取り組んでいる。さらに、夏季休業期間中の現場体験学習の実施にあたっては、自治体実習の引率などにおいて本学部専任教員の理解と協力が徐々に得られるようになり、このような教育体制の充実が本科目を発展させてきた背景として考えられる。

2. 「社会福祉援助技術現場実習指導 I A」における現場体験学習の意義と実施概況

(1) 現場体験学習の意義

「社会福祉援助技術現場実習指導 I A」における現場体験学習は、本科目の大きな課題のひとつである。ほとんどの学生たちは、ここで初めて、いわゆるそれまでのボランティア体験等とは異なった、配属実習（「社会福祉援助技術現場実

習」または「精神保健福祉援助実習」を展望した事前実習の意味合いをもつ現場体験学習に取り組むという経験をする。本科目のなかに現場体験学習を位置づけた目的は、2001年度当初は、「社会体験が少なく、社会福祉をイメージ先行で捉えている学生に対して、現場の雰囲気・実態をなるべく学年の若いうちに体験させ、社会福祉に対する正しい理解と現場の認識、そして社会福祉を学ぶということに対する動機づけと主体的な学習態度を養う」こと¹²⁾であり、この考え方、ねらいは、現在も基本的には変わっていない。

そして、この段階の学生には、社会福祉現場や関連する援助現場へ出かけ雰囲気を楽しむ、社会福祉専門職や医療・保健などの関連専門職の業務や援助技術を間近に見聞きし、許される範囲のなかで利用者にふれあうことを体験的に学習すること、即ち現場体験学習を通して、現場で働く専門職の業務や援助技術に関する基礎的な知識を深め、配属実習への動機づけを図り、各自が意欲を高めて「社会福祉援助技術現場実習指導I B」（後学期）における実習先選定にあたっての課題意識を養うことが求められるのである。

学生、教員ともに、現場体験学習における実施状況や体験内容等のふり返り、総括を通して、次年度以降どのような学びの方向性を定めるのか、あるいは教育を行っていくのか、その選択や焦点化の大事なステップとなり得る主旨から考えると、今後ますます重要視され、さらなる充実が図られるべきと考える。

(2) 現場体験学習のタイプ

現在の現場体験学習のタイプは、①自治体実習、②キャンプ実習、③施設等実習の3つに分類しており、これら3つのタイプの特徴については、以下の通りである。①自治体実習は、「今日、少子高齢社会の中で保健・医療・福祉の統合化・総合化が推進される方向にあって、地域医療・地域保健の先進地域たる長野県の特徴を生かした」ものであること、②キャンプ実習は、「豊かな自然をもつ長野県では、キャンプを活動の一つに据える野外教育団体が他県と比して活発に活躍しており、その特徴を生かした」ものであること、③施設等実習は、「地域には、制度と制度の

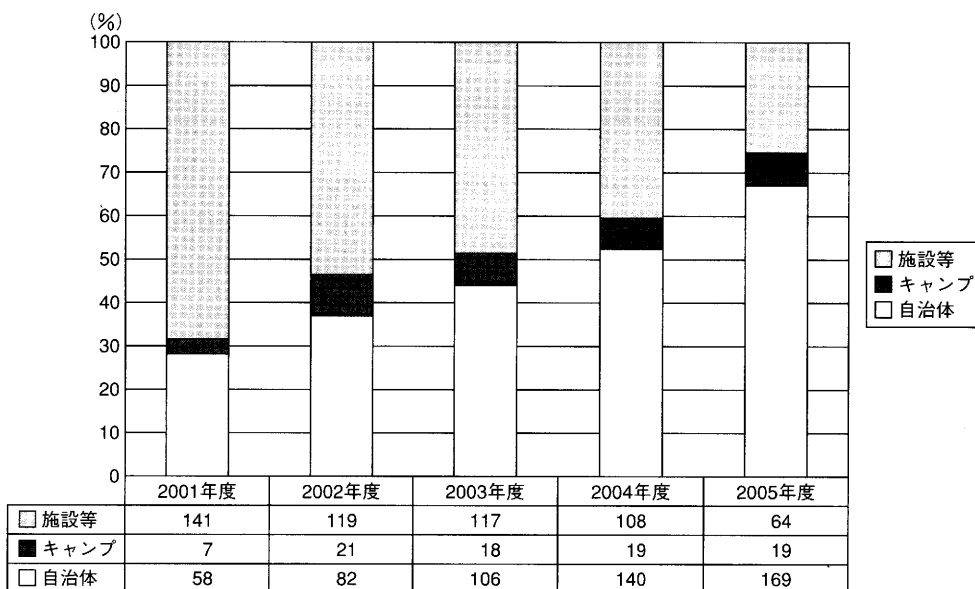
谷間を縫ったようなさまざまな活動があり、とりわけ次年度以降の実習指定施設では学び得ることの難しい草の根的な地域生活支援活動の実態を学ぶことができる」ものであり、いずれも本学独自の実習導入教育を構築、展開するためには欠かせない貴重なフィールドとなっている¹³⁾。

2001年度の現場体験学習においては、①自治体実習、②キャンプ実習、③長野県内における施設等実習、④長野県外における施設等実習、の4つのタイプを定めていたが、その後、年々の学生状況を鑑み、長野県外での現場体験学習は、教員の目が行き届きづらく、何かの時の対応も遅れがちになることから、2003年度以降は特別な事情がない限りは、原則として長野県内のフィールドで現場体験学習を行うことをルール化し、現在の3つのタイプに定着している。この背景には、学生の出身地の県内比率が急激に高くなってきている（6～7割程度）ことと関連していると思われる。

(3) これまでの現場体験学習の実施状況（2001年度～2005年度）

2001年度から2005年度までの「現場体験学習タイプ別参加学生の推移」は図表7の通りである。過去5年間の実施状況を概観すると、2001年度は、①社会福祉演習・実習室（以下、実習室）で手配する長野県内の自治体にて2泊3日の現場体験学習プログラム（現在の「自治体実習」）、②実習室で紹介する長野県内および近県の体験先（現在の「施設等実習」、これに「キャンプ実習」も含む）、③自分で探す県内の体験先、④自分で探す県外の体験先であり、宿泊を伴う場合は2泊3日程度、通所の場合は1日8時間を目安に5日間程度の体験期間を課し、大学夏季休業中に実施するものとして開始した。その後2003年度より、現在の3つのタイプにて現場体験学習を実施することをルール化し、この時点で自治体実習と施設等実習の参加学生数がほぼ同数を示すようになった。2004年度は自治体実習参加学生が140名、施設等実習参加学生が108名で、自治体実習が施設等実習の参加学生数を超えた年度となり、2005年度には自治体実習169名、施設等実習64名で、自治体実習においては過去最高の14村1町1市の計

図表7 現場体験学習タイプ別参加学生の推移



図表8 過去5年間の自治体実習受け入れ市町村の推移

(2001～2005年度)

	実施自治体	地区	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度
1	小川村	北信	○	○	○	○	○
2	栄村	北信	○	○	○	○	○
3	中条村	北信	○	○	○	○	○
4	泰阜村	南信	○	○	○	○	○
5	三水村	北信		○	○	○	
6	武石村	東信		○	○	○	○
7	南牧村	東信		○	○	○	○
8	川上村	東信			○	○	○
9	北相木	東信			○	○	○
10	山口村	南信			○		
11	大鹿村	南信				○	○
12	浪合村	南信				○	○
13	原村	南信				○	○
14	南相木	東信				○	○
15	青木村	東信					○
16	松川村	中信					○
17	池田町	中信					○
18	葦崎市	県外					○

16自治体に受け入れていただき(図表8)、自治体実習参加学生が全体の67%を占めた。これは2001年度と比較をすると、学生の割合が逆転をしている。ちなみに、2005年度の施設等実習への参

加学生64名の内訳は、①児童(学童保育、児童館):24名、②身体・知的障害児・者(障害児レスパイト、障害者共同作業所、知的障害者福祉工場等):16名、精神保健福祉(精神障害者共同作

業所、地域生活支援センター等)：10名、④高齢者(宅老所、特別養護老人ホーム、老人保健施設等)：14名であった。

学生は、これら3つのタイプ、施設等実習はさらに4領域のなかから現場体験学習希望先を選択し、それをもとに科目担当教員と実習助手による配当作業を行っている。2005年度を例に挙げると、259名の学生全てを希望通りに配当することは現実的には難しいが、学生の動機(motivation)を支持し、より積極的な現場体験学習への参加を促すためには、学生個々の希望をある程度加味する必要があり、この調整・配当作業には可能な限りの配慮と労力を割いている¹⁴⁾。

3. 現場体験学習「自治体実習」の実施状況

(1) 自治体実習実施状況の変遷とその意義

本論で取り上げる「自治体実習」の目的について整理をすると、①対人援助の基本となる技術・知識について、体験を通じて理解し、身につける、②保健・医療・福祉が統合化されている現場の姿を体験的に理解する、③ジェネリック(総合的)なソーシャルワーカーとしての視点を養うため、地域福祉の現場を体験的に理解する、ことにある。また、受け入れてくださる各自治体に対して依頼している内容は、①自治体の責任者(首長)や担当者による講話や説明の受講、②デイサービスや各種作業所などの介助や作業などへの参加、③ホームヘルパーなどによる訪問介護、看護師などによる訪問看護への同行、④特別養護老人ホーム、老人保健施設、保育所などの福祉施設の見学、⑤高齢者や児童(幼児、障害児を含む)、障害者などに関わる事業の見学や参加、⑥該当自治体を理解するため特色ある場所や地区への訪問、⑦自治体職員との交流、などである¹⁵⁾。

前章(3)において、過去5年間の現場体験学習の実施状況について概観したが、ここでは、自治体実習の実施状況について整理をする。

2001年度に4村から始まった本学における自治体実習も2005年度で5年目を終了し、受入れ市町村の推移を表にすると図表8の通りであり、それを地図に配置してみると図表9の通りとなる。また、自治体によって若干異なる点はあるものの、おおよその実習プログラムは図表10の通りであ



図表9 2005年度自治体実習受入れ市町村
(16自治体)

る。

ここで改めて、筆者らが認識している自治体実習の意義について整理しておく。自治体実習は、長野県の先進的な自治体の取組みを学生が学び、総合的理解を深める機会となっている。市町村合併に伴い、従来自治体がもっていた本来の機能が危ぶまれている現在、自律を主張する自治体、また合併化に伴い揺れる自治体、それらのありのままの姿を学生が学ぶことは意義深い。また、超高齢自治体を支えているのは、一見サービスの受け手である高齢者の方々の生きる姿であり、そこには、首長や医師、保健師、社会福祉協議会専門員、施設等の職員など、住民の地域生活を支えるキーパーソンの存在もある。これらの姿を、この時期の学生が学ぶことは、貴重な意味をもつと考える。

(2) 過去5年間の取組みにおける成果

以下、自治体実習における過去5年間の歩みをふり返り、なかでも筆者らが今後の実習導入教育のあり方を考える時、検討材料となり得るであろう2つの試行について、整理をする。

①実習教育ミニシンポジウム

図表10 自治体実習プログラム

時間	1日目	2日目	3日目
午前	(大学より移動)	【体験学習】 デイサービス 6名 ホームヘルパー 3名 保育所 3名	【体験学習】 デイサービス 6名 ホームヘルパー 3名 保育所 3名
	昼食	昼食	昼食
午後	【村長挨拶】 【地域福祉の現状：講話】 村長および保健福祉課長 【村内施設見学】	【体験学習】 デイサービス 6名 ホームヘルパー 3名 保育所 3名	【意見交換会】 (大学に移動)
夜	ふり回りミーティング 実習記録ノート記入	ふり回りミーティング 実習記録ノート記入	

本学では、他大学と比して遅ればせながら長野大学社会福祉学会（以下、学内学会）が、2002年の社会福祉学部設立年度に合わせ、発会された。学内学会では、社会福祉に関する実践・研究活動を総合的に推進することを目的とし、在学生、卒業生、教職員、地域の社会福祉関係者等をはじめとする住民の方々と、情報交換や親睦を図るなど取り組んでいる。本学会では、毎年1度、秋の大学祭に合わせて総会、研究実践等報告を実施しているが、その枠組みのなかで、実習教育ミニシンポジウムと称し、配属実習を経験した学生の実習報告を素材として、学生、現場の実習指導者、担当教員等の三者によるシンポジウムを開催してきた経緯がある。2004年度より、この機会を2年次における自治体実習のふり回りの場としても拡大し、当該年度はA自治体¹⁶⁾、2005年度はB自治体にて実現できた。ここでは、2005年度の実習教育ミニシンポジウムについて報告する。

【2005年度 実習教育ミニシンポジウム：自治体実習】

2005年度の学内学会（2005年10月29日実施）において、「B村における自治体実習の取組み」というテーマで実習教育ミニシンポジウムを開催した。このシンポジウムの目的は、学生の学びの状況と受入れ側の印象や評価、課題などを整理し、今後の自治体実習の方向性を模索することにあ

る。

B村は2回の受入れ実績があり、他市町村との合併はせず、村として自立の道を選択した自治体である。当年度は12名の学生（男性5名、女性7名）がB村での自治体実習に参加をした。2泊3日の実習プログラムは、前掲図表10の通りであり、初日の午後は首長も同席していただき、村の概要や福祉の現状についての講話をうかがい、村内の施設等を見学させていただいた。2日目からの体験学習では、デイサービスセンター6名、ホームヘルプサービス3名、保育所3名の内訳で、各実践現場にて終日体験をさせていただいた。3日目の午前は、前日とは異なった体験学習と、午後は、受入れ側の各施設の指導者の方々と意見交換会を開いていただき、3日間のふり回りと総括を行った。

シンポジウム当日のシンポジストは、B村での自治体実習を経験した学生2名、引率担当者である実習助手、B村社会福祉協議会福祉活動専門員の計4名で、コーディネーターは本科目の科目担当責任者である教員が務めた。

シンポジウムでは、まず、コーディネーターより、本学における両福祉士課程の演習・実習科目の学年積み上げ方式の説明、本科目のねらいや概要について、当年度の自治体実習の実施状況、その目的や実習内容等について報告した。次に、引

率者である実習助手より、B村における自治体実習の概要を具体的に示し、実習プログラム、各現場での体験学習の状況や学生の様子、学びの内容と到達目標、それに対応する福祉専門職としてのかかわり、自治体実習のメリットとデメリットについて整理したものを報告した。その後、デイサービスセンターと保育所において体験学習をした学生とデイサービスセンターとホームヘルプサービスの体験学習をした学生による実習報告が発表された。学生の報告は、事前に設定した目標や課題について、体験学習ではそれをどのように具体的に学ぶことができたのか、また、事前の課題のみにとらわれず視点を変え応用的に体験学習へと結びつけることができた事例などの発表であった。2名の学生が共通して述べていたことに利用者とのコミュニケーションについての課題があり、初対面で、なおかつ短期間におけるコミュニケーションの難しさを実感しながらも、地域の情報や利用者の方々が生活を送ってこられた時代背景などを知ることによってコミュニケーションが図りやすくなったこと、今回の現場体験学習を通して次年度の配属実習に向けての動機づけや具体的学習課題が少なからず明確になったこと、また自身のもつ傾向や知識・経験不足を知ることができ、今後の学生生活のなかで十分に生かすことのできる学びを得た、とふり返っていた。

これに対してB村からは、当年度、前年度の受入れを踏まえ、自治体実習受入れに対する現場での思いや学生への評価、期待することなど、いくつかの助言および大学への要望を提示していただいた。シンポジストである福祉活動専門員（現場の実習指導者）は、最終日の意見交換会と称する総括ミーティングに同席いただいております。短期間のなか学生個々の状況をよく把握してくださっていた。実習指導者の主な助言内容は、短期間ではあっても利用者とのコミュニケーションを図るためには、あたり前のことではあるが、しっかりと挨拶など基本的なかわりの態度・姿勢をもつことの重要性について、また、現場の職員とのかかわりにおいては、学生が来ることにより学ぶことも多く、普段何気なく過ぎてしまいがちなことに対しても学生からの疑問が投げかけられると刺激になり、現場に新しい風を入れることができ

ると述べられ、受入れ側としてのメリットも確認する場となった。そして、大学への要望としては、名札の着用に関する指摘があり、本学では学生個々の名札を用意しているが、その文字のサイズが小さく漢字表記のみであったため、利用者が読みにくいということから、B村では急遽「ひらがな表記」の名札を使用することで対応をした経緯があった。B村社会福祉協議会では、職員の名札を日頃より「ひらがな表記」とし、利用者が読みやすいものを使用しているとのことであった。この一例をとっても貴重な現場での実践上の体験であり、利用者に対しては不十分ながらも学生もひとりの職員として、同じ姿勢や対応が求められるということを改めて認識できる指摘であった。このような指摘や要望等は、シンポジウムの場により明らかになった点であった。

当日は時間の制約もあり、十分な協議までには至らなかったが、学生、受入れ側、送り出す側の三者が、一堂に会してこのような場を共有し、積み重ねていくことの重要性について確認するとともに、自治体実習の意義についても共通理解が得られる機会となった。

②フィールド・インストラクター制度導入の試行的取組み

本学における実習教育の課題として、他大学においても既に導入され、さまざまな役割を担っているフィールド・インストラクター（以下、FI）制度の導入がある。その必要性については認識しながらも、諸般の事情により具体的実施には踏み込めずにいた。そこで、2005年度はまず試行的取組みとして、本科目において導入を試みることにした。実習教育におけるFIの明確な定義等については、筆者らが探し得た範囲では見出すことができなかったが、本学におけるFIは、その役割について、①事前指導の段階として、大学において講義をしていただくこと、②現場体験学習中の役割として、期間中に実施される反省会（おおよそ19～21時の時間帯に開催）に毎日（2～3日間）出席し、学生から出される反省、感想、疑問などについて、助言、指導などを与えていただくこと、また、可能であれば、現場体験学習期間中に行われる学生の体験学習について、適宜巡回等を行い、その様子を観察し、必要に応じて助言、

指導などを与えていただくこと、③現場体験学習後の役割として、実施後、適当な時期に本学で開催する会合に出席をし、現場体験学習に関する総評と意見を述べていただきたいこと、とした。

当年度は試行的取組みであることから、教員との日常のつながりから依頼できそうなC自治体、本学の卒業生が社会福祉協議会の福祉活動専門員として勤めているA自治体を候補先とし、それぞれ趣旨を話して依頼、了承をいただいた。

ここでは、C自治体におけるFIの役割について整理する。

【C村におけるFIの役割】

C村は、学生が大学所在地（上田市）より公共交通機関を利用し移動すると6時間程度かかる遠方の自治体であり、前泊をして備える3泊4日の現場体験学習となる。

まず、FIには、初日に行う現地での事前ミーティングに同席してもらい、参加学生の自己紹介を行い、翌日からの現場体験学習に向けて、各自がどのような課題をもち臨むのか、その動機や目標などを確認した。FIより、宿舎の使用説明や現場体験学習プログラムについての話があった。3日間のプログラムの確認の際、学生の学習目標や課題に合わせて一部プログラムの変更に応じてもらうなどの柔軟な対応は、FIならではの役割を発揮していただいた成果である。

現地を訪れ2日目となる現場体験学習の初日は、FIにより、C村の観光パンフレットを活用しながら、どのようにして村ができ、どのような産業を行ってきたのか、村の目指している姿は何か、村の歴史資源などの説明を受けた。FIが日常生活を送り、地域住民とのふれあいのなかで得たことを中心にガイダンスを行っていただいた。このことは、村を知ることのみならず、学生がこれからの体験において村民とどのような会話等をすればよいか、コミュニケーションの指導にもつながっていた。また、説明の後は引き続きFIより案内を受け、村内の施設や資源などの見学に加え、高齢者世帯やひとり暮らし世帯、山で仕事をしている家族の世帯など、地区として固まっている住宅や、元来地区として固まっていたが住む人がなくなった家屋があり、それによって家々が点在している状況など、福祉サービスと

は何かについて考える上で重要な利用者の状況を、具体的に話していただいた。このFIによる案内は、村内見学後に社会福祉協議会事務局長からの福祉行政や介護サービスに関する講話への連続性を視野に入れたものであった。また、夜のふり返りミーティングでは、FIの所属先の利用者（子どもたち）の状況や通常業務を生かした村民とのコミュニケーションに関する指導などについて説明をしていただいた。3日目のふり返りミーティングでは、夕食をFIの所属先にてともにしながら限られた時間を有効に活用し、学生とFIの関係の深まりが感じられるような機会となった。

最終日の総括ミーティングでは、学生の反省や考察、今回の現場体験学習における学びの発表を聞いた後に、FIには全体を通しての助言をいただいた。3日間を通して、学生たちの初日の積極性が見られなかった姿から3日後には自ら学ぼうとする姿勢へと変化があったことの評価、今回の現場体験学習で学んだことが全てではなく、その背景にはさらに複雑な状況があり、表面には見えないサポートが必要とされる現実が存在することの指導をいただいた。また、FIの所属先においては、子どもたちとの交流ばかりに目が行きがちであるが、実際には保護者とのコミュニケーションも重要であり、それは非常に難しいことであるなど、具体例を示しながらの指導があった。FIが現在の仕事に就くまでの経過なども話していただき、学生がこれからの進路を考えていく上で貴重な機会となったと思う。

以上が、2005年度におけるFIの試行状況であるが、A自治体においても前述のC自治体とほぼ同様の役割を果たしていただき、現地では大学側の教員では地域の事情等がわからず担えない部分を十分に対応していただき、一定の成果をあげたものと評価している。その他、D自治体では卒業生が当年度4月より総合病院のソーシャルワーカーとして勤め始めており、現場体験学習の初日に組まれた見学のなかに、その卒業生の所属医療機関が見学先のひとつとして含まれており、自治体実習受入れのコーディネーターと病院側の日常の連携がうまく活用され、学生にとって自治体内の連携の実際が身近なものとして感じることで

きる見学となった。そのこともあり、当該卒業生を2日目のふり返りミーティングに招いたが、学生たちは先輩への質問として、教員には尋ねないようなことを率直に聞く姿が見られた¹⁷⁾。このやりとりを見て、今後のFIの意義を検討する際の材料となることが認識できた。

5. 考察および今後の課題

(1) 自治体実習における実習導入教育の取り組みの到達点

前章(2)で、自治体実習における過去5年間の取り組みをふり返り、なかでも筆者らが2005年度に重点を置いた試行について整理した。これらの試行を、今後の自治体実習については実習導入教育のあり方を考える上で、現在の到達点と課題として明確にする。

まず、①実習教育ミニシンポジウムにおける試みは、現場との有機的な連携関係の構築をめざすものであり、現場との協働による実習プログラムの開発や専門職養成を展望するものである。この間の自治体実習に限らず、キャンプ実習、施設等実習においても、受入れ側である現場の声を的確に聴取することは、大変重要なことであると考えられる。2005年度を例に挙げると、本来であれば16自治体全てにおいて、事前の打ち合わせ、現場体験学習中の意見交換や協議、事後のふり返りを実施すべきことは思うが、例年1自治体において実施しているのが現状である。事前の打ち合わせ、現場体験学習中の意見交換や協議等においては、例えば、当年度の「2005年度自治体実習引率担当教員・実習助手総括会議」(2005年11月実施)と称する会議等で、可能な限り取り組んでいく方針が既に確認されているが、事後のふり返りは、学生のおおよその実施状況が把握でき、評価が出される当該年度内を目的に、引率を担当した教員・実習助手が複数自治体を訪れることと、実習教育ミニシンポジウムの開催においては、当面1~2自治体を順番に依頼することが努力目標である¹⁸⁾。

現場は、業務多忙のなか短期間で多くの実習生を受け入れ、指導をいただいているのであるが、今回の実習教育ミニシンポジウムの実施を通して、受入れ側である実習指導者ならびに職員、利

用者の方々に、学生の今後の学習に役立つ機会として現場体験学習を受け入れてくださったフィードバックとして、教育機関としては、学生個々の変化、発達、成長の様子¹⁹⁾を的確に伝えることが重要な役割であると考えられる。

次に、②FI制度導入の試行についてであるが、2005年度の実行を通して、学生へのより現実的かつ具体的な教育効果を考える時、この現地におけるFIの役割が非常に重要であることが実感できた。今後、FIの役割や活動内容を明確にすることが求められるが、その検討においてはFIの力を借りながら、協働により進めていくことで、実現への可能性が見えてくると思う。これは、前述した①の現場との有機的な連携関係の構築をめざすことと連動するものであり、今後のさらなる実績づくりが努力目標として挙げられる。また、2005年度に依頼をしたFI2名のうち1名は、第2回目の現場体験学習タイプ別特別講師による講義(文末資料1参照)のゲスト講師でもあり、学生が事前の講義のなかでFIと出会う機会をもつことも、現場体験学習への動機づけや連続性を意識化する意義深い事前学習となり得ると思う。

(2) 教員としての教育上の役割に関する総括

改めて、過去5年間の自治体実習および現場体験学習における教育上の総括として、担当教員として学生と向き合うなかで感じ、考えてきたことをまとめてみる。

はじめに、自治体実習におけるふり返りミーティングにおける教員の役割を整理する。

自治体実習における筆者らの指導力点の一つには、教員ならびに実習助手が引率をし、学生と寝食をともにしながら学びの支援、指導等を実施していることであり、これは少なからず学生の学習効果や成長を促すことと関連性があるのではないかと考えている。日中のプログラム(前掲図表10)においては、配属実習等と同様、現場の実習指導者をはじめとする職員の方々に学生指導を依頼することとなり、教員らはそれを見守る程度の距離感を保ち、学生の実習状況を観、知ることが主な役割となる。本実習においては、宿泊を伴うことから、日中のそれぞれの現場での学生個々の

体験を、夜の時間帯を活用し、ふり返るという時間をもつことが可能となり、そこでは学生同士の学びの共有や教員らの直接的なアドバイス等を与えることのできる貴重な機会となっている。ふり返りミーティングの内容は、引率教員あるいは実習助手により若干違いがあろうが、引率教員と実習助手間でふり返りを実施してみると、とりわけ担当教員の専門分野、得意分野においてやや偏りが見られ、4名の科目担当教員間でも、制度・施策面に力点をおいたスーパーバイズ、関わりに力点をおいたスーパーバイズに分かれていることが改めて確認された。これはいずれかに偏るものではなく、教員の得意分野が自治体実習の場面において発揮されることは大事であるが、互いに歩み寄り、バランスをとっていくことが学生指導上好ましいと考える。この点の差異については、教員・実習助手間にて調整を図るべく教員側の課題が明確となっている。

次に、通常講義および学内における学生への教育支援の展開についてであるが、本科目では、1回毎の講義の積み重ねが、最終的には夏季休業期間中に実施する現場体験学習に全て向けられるように構成しており、それを到達点とした時、そこに向かう毎回の講義が重要になると意識づけるよう取り組んでいる。即ち、通常の講義あるいは学生生活のなかから、実習に向かう姿勢や態度が養われるということである。そのためには、教員自身に迷いがないわけではないが、日常の出・欠席や遅刻、受講態度、課題や必要書類等の提出状況など、かなり厳密にチェックをする必要も生じてくる。また、本科目の開講当初より既に現場体験学習、ひいては配属実習が始まっているものとし、例えば、日常的に学生が訪れる社会福祉演習・実習室において、実習予備生である学生個々の戸惑いや疑問、進路等に関する対応を、実習助手が丁寧かつ適切に応じていることは、教育上大きな助けとなっている。勿論、学生の成績や進路等に関する個別相談は担当教員の責任のもとに行われているのであるが、学生はまず社会福祉演習・実習室の実習助手に尋ねることが多いことから、入り口としての役割が実習助手には求められる。実習助手はいずれもソーシャルワーカーとしての現場経験を有しており、例えば、学生がさまざま

な質問を投げかける際に、個別 SST 的²⁰な受け答えによって学生自身に考えさせる機会とトレーニングの場を与えていることは、重要な事前学習の一つになっていると思う。これは、担当教員と実習助手とによるチーム・ティーチングの積み重ねの効果であると評価できる。

また、障がいのある学生に対する個別指導・教育支援においても、統一した情報が社会福祉演習・実習室に集約、蓄積される流れやシステムをつくっており、例えば、個々の障がいや状況、力量などのアセスメントを行い、現場体験学習候補先の環境面や学生の希望、その活かし方などを加味しながらマッチング作業²¹を行っている。

既述の通り、2005年度の259名の現場体験学習先の配当作業には苦勞を要したが、事前の講義等のなかで可能な限り学生に対して、より詳細な情報提供を行うことで、ほぼ予定通り配当することができた。しかし、自治体実習においては16自治体のなかで事前の希望に偏りが見られ、その特徴は、①上田市近隣の自治体、②情報が比較的多い受入れ自治体（新規開拓先以外）に集中していた。①については改善は難しいと思われるが、②については事前に情報をより具体的に提示することができれば改善される点である。そのためには、自治体と大学との事前の打ち合わせや調整が重要なポイントとなってくるであろう。

最後に、今後の課題について整理しておくことにする。これは、本学社会福祉学部における実習教育全体に関わることであるが、2年次に配置されている本科目と「社会福祉援助技術現場実習指導 I B」（後学期）は、科目が分割されることから担当教員も異なり、連続性をもたせるための引継ぎなどを意識はしているもののその有機的な結びつきには課題が多く、これは早急には改善したい課題である。この5年の間には、本学のみではなかろうが、年々の学生状況から鑑み、従来の事前実習的要素を含んだプレ実習の意味合いをもつ現場体験学習（本学では、1999年度まではボランティア体験と称していた。）では限界があり、学生が目的および問題意識をあまりもてないままただ体験のみに終始している傾向も否めない。業務多忙ななか2年生を受け入れていただく現場との、この段階から教員がかかわり、ともに取り組

むことは、重要な意味をもつと考える。

自治体実習における本学の取組みは、2005年度は実施以来最高の16自治体において受け入れていただいたが、市町村合併に伴い、受入れ不可となる自治体が今後も出てくるであろう。このような時代状況を考慮しながらも、本学独自の地域型実習の充実のために、自治体実習ひいては地域型実習の受入れ先の開拓も視野に入れながら取り組む必要がある。本学はもともと大学周辺地域にネットワークを有する土壌があり、卒業生も多く活躍している。今後はさらに長野県内の実習施設・機関、卒業生や専門職能団体との有機的な連携を図り、協働による実習教育のあり方を検討する機会を、本論で整理した自治体実習等の取組みを積み重ねていくなかで、充実させていきたいと考える。

おわりに

本論では、両社会福祉士課程において実施される配属実習の導入教育としての一部分をふり返ったが、今後は実習教育ひいては専門職養成という連続性のなかで、各演習・実習科目の見直しを行い、実習導入教育のあり方を検討し、確立していくことが求められる。学内においても、社会福祉演習・実習室の位置づけの問題やそこで行うコーディネート等、常に柔軟な対応をする機動力はもちながらもシステムとして構築していくことが、早急の課題となると考える。

<註>

- 1) 現在、日本社会福祉士養成校協会に加盟している4年制大学は169校(2006年5月現在)、日本精神保健福祉士養成校協会に加盟している4年制大学は122校(2006年5月現在)である。また、本学が参考としている実習に関する文献としては、社会福祉実習研究会『社会福祉実習サブノート—初めて実習生となるあなたへ—』中央法規、2000年、岡本榮一、小池将文、竹内一夫、宮崎崎夫、山本圭介編集『三訂福祉実習ハンドブック』中央法規、2003年、などがある。さらに、本学独自の『2005年度社会福祉援助技術現場実習指導ⅠAの手引』を発行し、テキストとして使用している。
- 2) 演習・実習科目の改定・充実を図るために、学びたい福祉分野と取得できる資格や就職先とそれに対

応する授業科目、福祉実習・演習との関係を系統的にパッケージし、わかりやすく示した「福祉のスペシャリスト養成のコース制」の導入。演習クラス単位で、現場経験のある専任教員と非常勤講師によるケースワーク演習とグループワーク演習を行う「ロールプレイ演習」の開講、県内職能団体とのネットワークづくり、実習教育導入期における事前学習の内容と事前実習(現在の社会福祉援助技術現場実習ⅠAにおける現場体験学習)に関する検討、実習教育とりわけ配属実習を支える社会福祉演習・実習室の体制づくりとスタッフ配置など、がその内容である。

- 3) 長野県の先進自治体の取組みに関する参考文献としては、高橋彦芳/岡田知弘著『自立をめざす村—一人ひとりが輝く暮らしへの提案(長野県栄村)』自治体研究社(2002年)、松島貞治/加茂利男著『新版「安心の村」は自律の村—平成の大合併と小規模町村の未来』自治体研究社(2004年)などが挙げられる。また、地域医療、在宅介護に関する文献として、本学元教授矢嶋嶺の著書である『たかね先生の在宅介護論 地域で老いて家で死ぬ』、『たかね先生の地域医療論 介護の時代に問われる医療』いずれも雲母書房(2006年)などがある。
- 4) 詳細は、中島豊「社会福祉実習ⅠAにおける現場体験学習としての『自治体実習』の試み—泰阜村における成果と課題—」『長野大学社会福祉学会 長野大学社会福祉研究 第2号』、2005年に整理されているので参照されたい。
- 5) 中島前掲論文。
- 6) 2005年度2年生で、2006年度の3年次に両福祉士課程同時履修の学生は22名(約9.5%である)。
- 7) 本学精神保健福祉士課程における選考とは、本論で示した履修条件に加え、以下の5つの選考のための材料、①1年次に履修した全科目の成績、②2年次当初に示す専門科目2科目(例年、「精神医学」と「精神保健福祉論」)の成績、③2年次後期(12月頃)に課す実習先施設・機関調査レポートの評価、④課程志望動機レポートの評価、⑤面接、を総合的に判断している。
- 8) 2005年度2年生の編入学生を除いた通常学生230名は、2004年度入学時は249名であり、249名全員が「現代社会福祉の理解」と「人間と社会の理解」を履修していた。249名のうち「介護技術Ⅰ」の履修学生は246名であり、ほとんどの学生が入学時点では福祉士課程を視野に入れた履修をしている現状がある。

- 9) 本科目の学習目標については、本学の『学修ガイドⅡ〔授業概要〕』および社会福祉学部社会福祉学科発行『2005年度社会福祉援助技術現場実習指導ⅠAの手引』に記載しているので参考にされたい。
- 10) 中島前掲論文。
- 11) 例えば、実習費や保険料の納入、現場体験学習先希望票、実習誓約書、プロフィール票、現場体験学習計画書等の提出など、文末資料1の「2005年度社会福祉援助技術現場実習指導ⅠA授業日程表」(文末資料1)の備考欄に記載されているものに関する提出、諸手続きである。
- 12) 前掲『2005年度社会福祉援助技術現場実習指導ⅠAの手引』に記載している。
- 13) 本学の所在地長野県上田市はホームヘルパー発祥の地であり、当市を含む東信地域には、NPO法人や市民団体等で活発に活動をしている実践現場が多数存在している。
- 14) 259名の学生全ての配当作業においては、「現場体験学習先希望票」を用いて、学生が3つのタイプのなかで優先順位をつけ、さらに、3つのタイプ各々のなかから希望先を記入できるようにしている。授業開講時より、欠席や遅刻、提出物の不良等が配当をするときの判断材料となることをインフォメーションしている。また、障がいのある学生は個別面談を通して配当の際考慮している。
- 15) 前掲『2005年度社会福祉援助技術現場実習指導ⅠAの手引』に記載している。
- 16) 自治体の匿名性を考慮し、論文のなかではアルファベット表記をする。ただし、文中では、自治体イコール市町村との置き換えが若干そぐわない箇所があるため、A村等と表記するところもあるが、それは必ずしも村のことを示すわけではない。
- 17) 例えば、「なぜ、現在の仕事を選擇したのか」、「今の仕事のやりがいは何か」、「利用者とのようにコミュニケーションをとればよいか」などである。
- 18) 本来であれば、全受入れ自治体において実施すべきと考えるが、大学側のマンパワー不足や事前準備の関係上、当面1～2自治体が妥当であると考えている。
- 19) 筆者らは、本学精神保健福祉士課程における試みではあるが、学生が配属実習に参加する前と後の変化、発達、成長について知るための意識調査を2002年度に実施している。その内容は、長野大学紀要第26巻第2号(通巻第99号)「精神保健福祉援助実習前と後における学生の意識調査」(2004年、宮崎まさ江・小片富美子・上平忠一・藤原正子・滝澤秀敏)を参照されたい。
- 20) 例えば、社会福祉演習・実習室のカウンターでのあいさつの仕方、言葉遣い、電話のかけ方など、ロールプレイを活用して、学生のスキルアップ・トレーニングを行っている。
- 21) 障がいのある学生に対する現場体験学習先のマッチング作業とは、担当教員と実習助手による連携プレイであり、該当学生との個別相談では、例えば宿泊を伴う場合は、体験施設ならびに宿泊先のバリアフリーの状況について詳しい説明等を行い、その情報に基づき、学生の希望とのマッチングを図る過程のことである。この際、事前実習的意味合いをもつ現場体験学習においては、教員・実習助手が引率を行う自治体実習を勧めることが多いが、一方的に教員側より体験先を指定するのではなく、体験学習の情報を自らが把握することにより体験学習先を選擇するようにしている。

資料1

2005年度
社会福祉援助技術現場実習指導 I A 授業日程表

回	月 日	内 容	備 考
1	4月14日	オリエンテーション①－合同－	
2	4月21日	オリエンテーション②－合同－	
3	4月28日	関連科目のふり返り－合同－	※レポート締切日 5/6 (実習室)
4	5月12日	課題レポートを用いての授業①－クラス別－	
5	5月19日	2年次における学びの課題－合同－ 課題レポートを用いての授業②－クラス別－	
6	5月26日	現場体験学習ガイダンス①－合同－ 特別講師による講義の事前学習－合同－	※レポート締切日 6/2 (当日持参)
7	6月2日	特別講師による講義 知的障害児通園施設長	※レポート締切日 6/6 (教務課)
8	6月9日	現場体験学習ガイダンス②－合同－ 特別講師による講義のふり返り	実習費、保険料(該当学生のみ)の徴収
9	6月16日	現場体験学習ガイダンス③－合同－	実習希望票の締切日 6/17 (実習室)
10	6月23日	現場体験学習ガイダンス④－合同－ 現場体験学習のタイプ別指導①	誓約書、プロフィール票の提出日
11	6月30日	タイプ別特別講師による講義 ・自治体：社会福祉協議会事務局次長 ・キャンプ：通年合宿センター副所長 ・施設等：学童保育指導員、老人保健施設相談室長、精神障害者作業所理事長及び利用者、支援費サービス事業所長	※レポート締切日 7/4 (教務課) 現場体験学習計画書(下書き)の提出日
12	7月7日	現場体験学習のタイプ別指導②	細菌検査提出日
13	7月14日	現場体験学習のタイプ別指導③	
14	7月21日 (補講日)	5限：現場体験学習のタイプ別指導④	4年生実習報告会日
15		6限：現場体験学習のタイプ別指導⑤	
16	7月28日	前学期定期試験	